



# 我が国及び諸外国の学制について

## I 我が国の学制の変遷

- 戦前と戦後の学制
- 戦後の主な制度改正
- 教育基本法の改正

## II 諸外国の学校制度

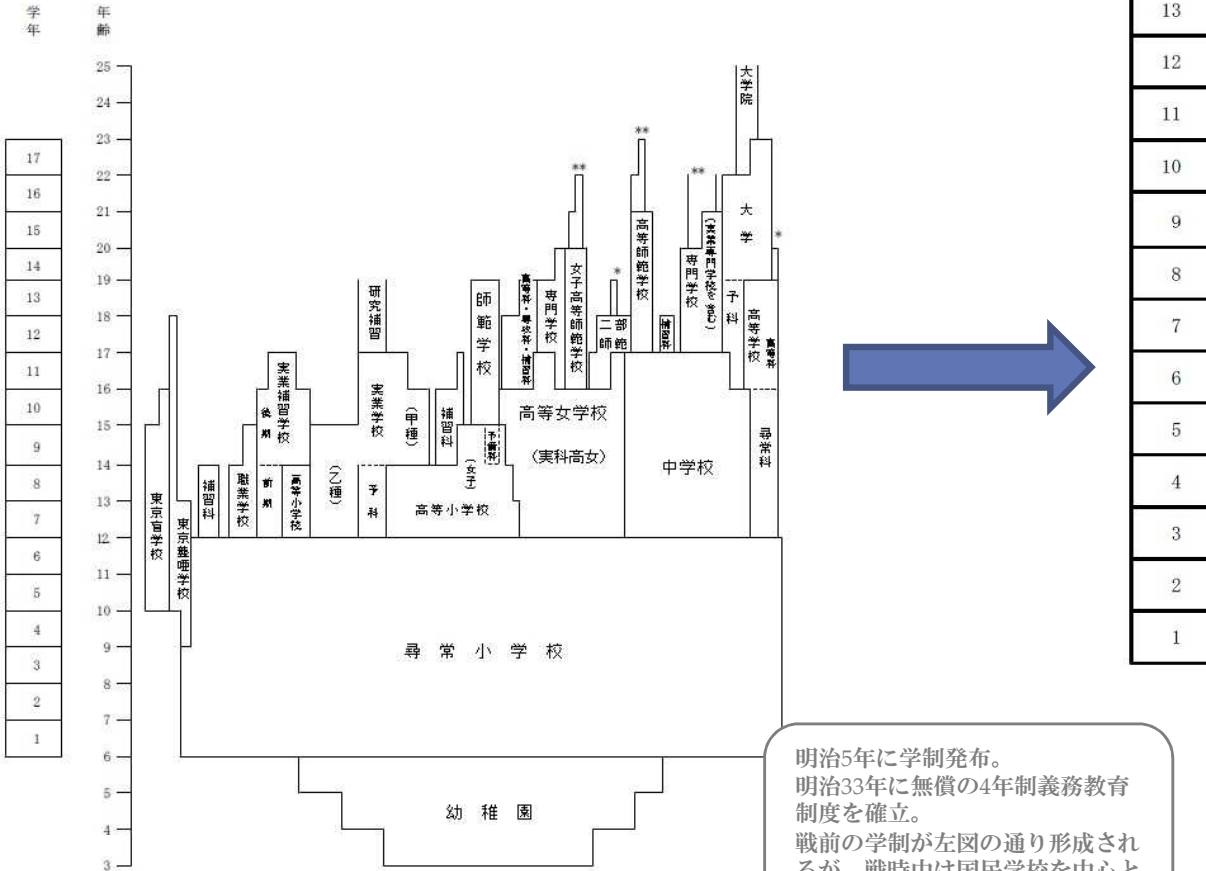
# I 我が国の学制の変遷 ~戦前と戦後の学制~

## 戦後の学制の特徴

教育基本法及び学校教育法を制定し、以下の改革を実施

- ・義務教育期間の延長(6年→9年)
- ・6-3-3-4制の単線型学校体系の導入

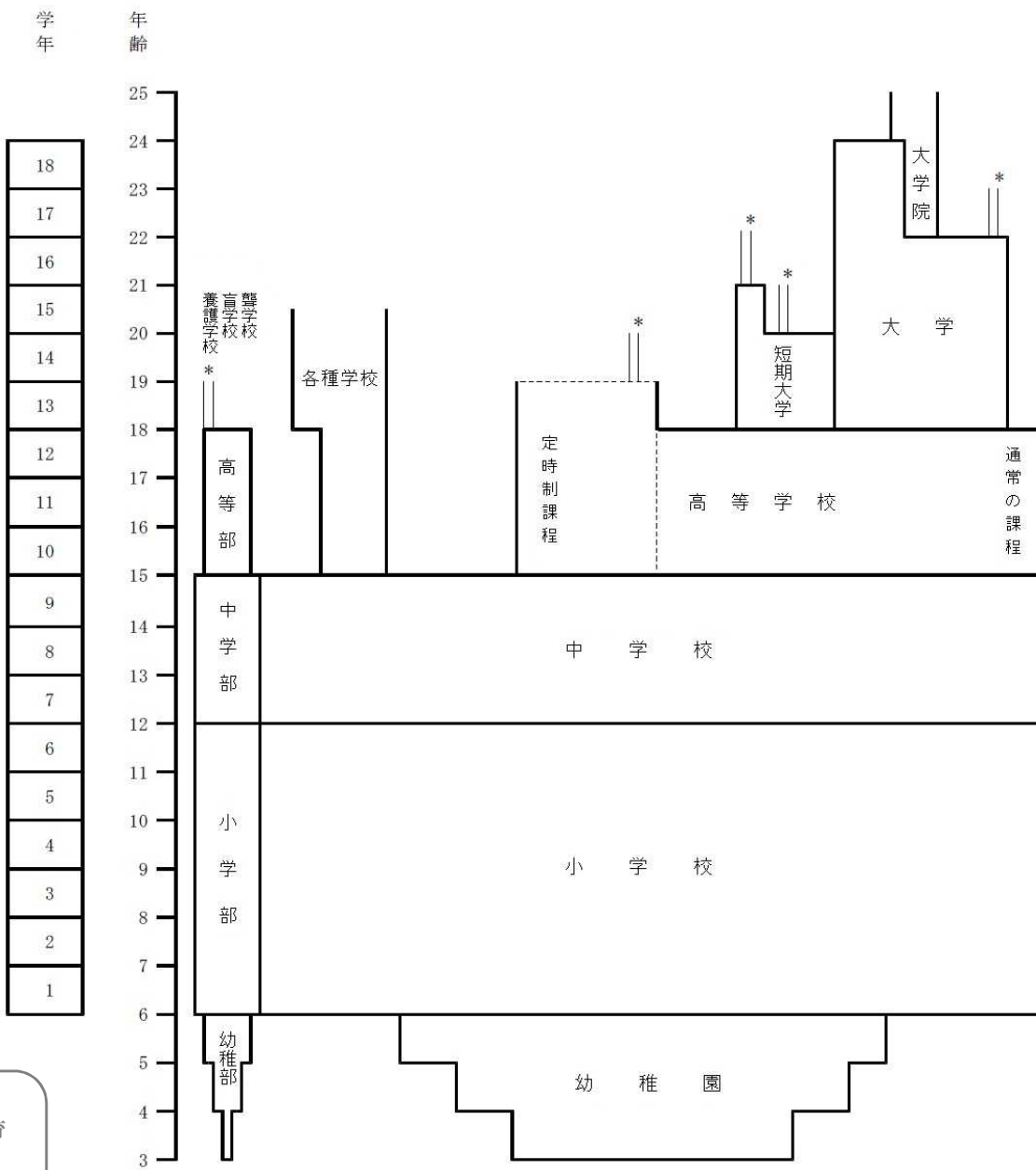
戦前の学校制度(大正10年)



明治5年に学制発布。  
 明治33年に無償の4年制義務教育制度を確立。  
 戦前の学制が左図の通り形成されるが、戦時中は国民学校を中心とした制度へ。

(注) \* 印は専攻科, 補習科, \*\*印は研究科を示す。

戦後の学校制度(昭和25年)



(注) \* 印は専攻科を示す。

# I 我が国の学制の変遷 ～昭和46年中央教育審議会答申※(学制関係)～

※今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申) (第22回答申(昭和46年6月11日))

## －人間の発達過程に応じた学校体系の開発－

- (1) 幼児期の教育の在り方… 4、5歳児から小学校低学年までの一貫した教育
- (2) 中等教育が中学校と高等学校に分割されていることに伴う問題の解決… 中高一貫学校
- (3) 小学校、中学校、高等学校のくぎり方を変え教育を効果的に行う
- (4) 高等専門学校のように一貫した教育を行うことを他の目的、専門分野の教育等に拡張する  
…大学入試の弊害を排除した人間形成に重点を置く別種の学校、他の分野の職業教育

※能力に応じて進級、進学に例外的措置を認める

「戦後の学制改革によって9か年の義務教育が定着し、教育の機会均等が大きく促進されて国民の教育水準はめざましく向上した。このことがそれまでの長年にわたる教育の蓄積とあいまって、わが国の社会・経済の発展に重要な貢献をしたことは疑いない。しかし、今日の学校教育は、量の増大に伴う質の変化にいかに対応するかという問題に直面している。また、敗戦という特殊な事情のもとに学制改革を急激に推し進めたことによる混乱やひずみも残っている。」

人間の発達過程に応じた  
学校体系の開発

# I 我が国の学制の変遷

## ～主な答申等と文科省の取組状況①～

	提言事項		取組状況
幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4, 5歳児から小学校低学年まで一貫する学校     &lt;S46中教審答申&gt;</li> <li>・ 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続 &lt;H20中教審答申&gt;</li> <li>・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の制度設計を検討     &lt;H17中教審答申&gt;</li> <li>・ 幼児教育の無償化を実現 &lt;H20教育再生懇談会第一次報告&gt;</li> <li>・ 幼児教育無償化の段階的实施     &lt;H25幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議取りまとめ&gt;</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼小の円滑な連携を幼稚園教育要領・学習指導要領に規定 &lt;H20&gt;</li> <li>○ 認定こども園制度を創設     &lt;H18「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」制定、H24一部改正法制定&gt;</li> <li>○ 幼児教育無償化に関する「環境整備」     &lt;H26概算要求において就園奨励費補助の拡充&gt;</li> </ul>
中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高一貫学校の先導的試行 &lt;S46中教審答申&gt;</li> <li>・ 6年制中等学校の導入 &lt;S60第一次臨教審答申&gt;</li> <li>・ 中高一貫教育の導入 &lt;H9中教審答申&gt;</li> </ul>	→	○ 中高一貫教育制度を導入 <H10（学校教育法改正）>
6-3-3関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中・中高の区切りの変更 &lt;S46中教審答申&gt;</li> <li>・ 9年制の義務教育学校の導入、カリキュラム区分の弾力化     &lt;H17中教審答申&gt;</li> <li>・ 小中一貫教育の推進 &lt;H19教育再生会議第三次報告&gt;</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発学校を活用した小中高の区分の変更の研究     &lt;S51～&gt;</li> <li>○ 教育課程特例校制度を活用した小中連携の取組の促進     &lt;H20～&gt;</li> </ul>
高大連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学入学以前の学習成果の単位認定 &lt;H3中教審答申&gt;</li> <li>・ 生徒の学校外における学修等の単位認定を積極的に検討     &lt;H8中教審答申&gt;</li> <li>・ 高校段階の生徒に大学レベルの教育に触れる機会を提供     &lt;H10大学審答申&gt;</li> <li>・ 高校段階の生徒に大学レベルの教育を履修する機会の拡大     &lt;H11中教審答申&gt;</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入学前既修得単位の大学における認定     &lt;H3（大学設置基準改正）&gt;</li> <li>○ 生徒の学校外における学修の単位認定の対象の範囲を大学等に拡大     &lt;H10（学校教育法施行規則改正）&gt;</li> <li>○ 上記学修の認定単位数の拡大     &lt;H17（学校教育法施行規則改正）&gt;</li> </ul>

# I 我が国の学制の変遷 ～主な答申等と文科省の取組状況②～

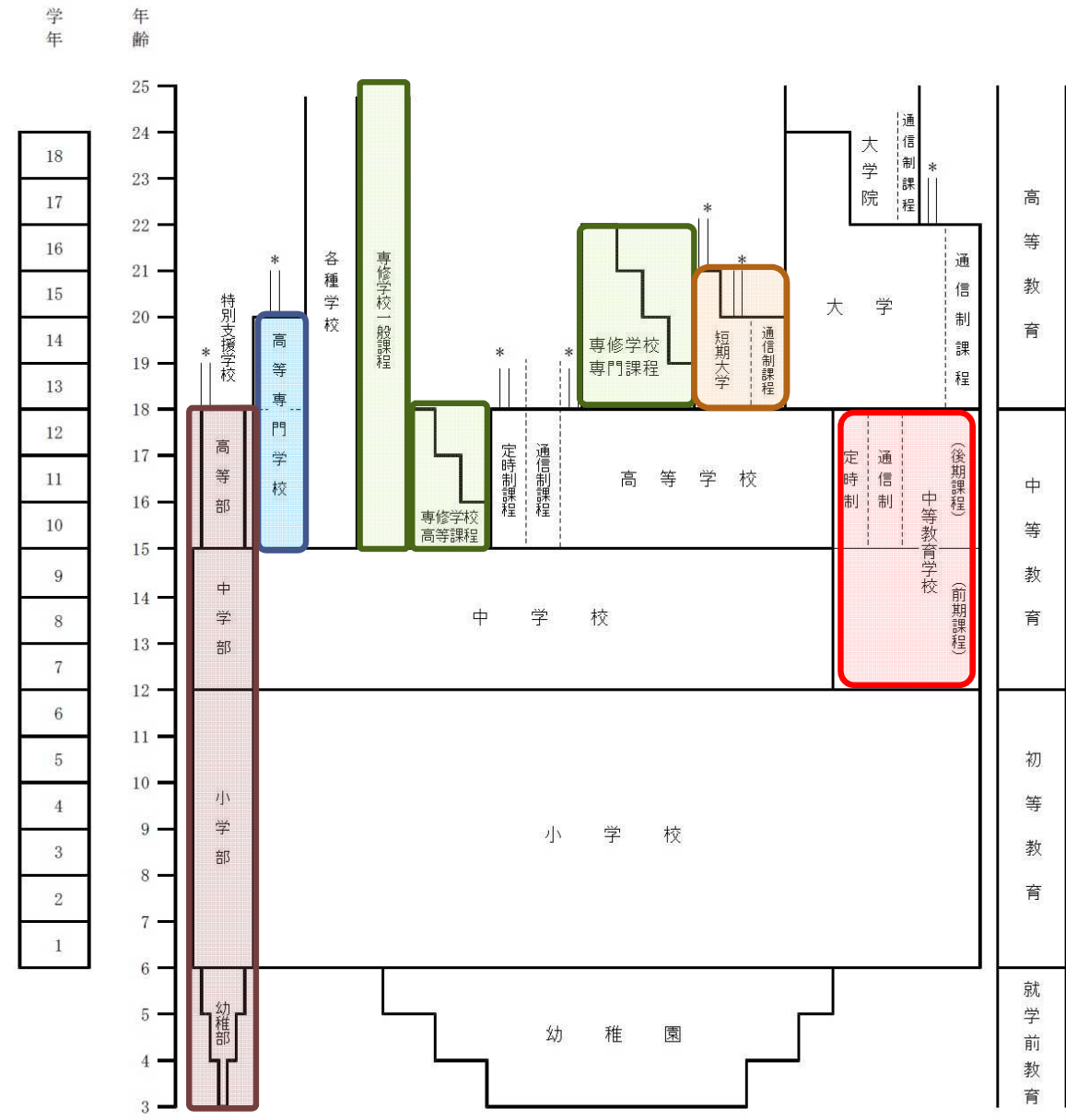
	提言事項		取組状況
職業教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術専門の学校の創設 &lt;S32中教審答申&gt;</li> <li>・中等教育から前期高等教育までの一貫教育を他の目的、専門分野へ拡大 &lt;S46中教審答申&gt;</li> <li>・高等専門学校分野の制限の廃止 &lt;H3大学審答申&gt;</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高等専門学校制度を創設 &lt;S36（学校教育法改正）&gt;</li> <li>○高等専門学校の学科規制撤廃 &lt;H3（高等専門学校設置基準改正）&gt;</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種学校は数及び種類が多いため、実態を調査し、制度を検討 &lt;S30中教審答申&gt;</li> <li>・各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備 &lt;S41中教審答申&gt;</li> </ul>	→	○専修学校制度を創設 <S51（学校教育法改正）>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業実践的な教育に特化した新たな枠組みの整備 &lt;H23中教審答申&gt;</li> </ul>	→	○職業実践専門課程制度を創設 <H25（文部科学省告示）>
飛び入学	<p>（高校→大学（学部））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力に応じて進級・進学に例外的な措置を認める &lt;S46中教審答申&gt;</li> <li>・飛び入学ができるよう大学入学年齢制限を撤廃 &lt;H12教育改革国民会議報告&gt;</li> <li>・飛び級、飛び入学の促進 &lt;H19教育再生会議第三次報告&gt;</li> </ul> <p>（学部→大学院）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた学部3年次修了者に大学院進学を認める措置 &lt;S61臨教審第二次答申&gt;</li> </ul>	→	<p>（高校→大学（学部））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○数学又は物理分野に限定して大学への飛び入学を制度化 &lt;H9（学校教育法施行規則改正）&gt;</li> <li>○対象分野の制限を撤廃し、法律に位置付けを明確化 &lt;H13（学校教育法改正）&gt;</li> </ul> <p>（学部→大学院）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学院への飛び入学を制度化 &lt;H1 学校教育法施行規則改正&gt;</li> <li>○大学の早期卒業制度を導入 &lt;H11（学校教育法施行規則改正）&gt;</li> </ul>

# I 我が国の学制の変遷 ~戦後の主な制度改正~

## 主な制度改正

- 実際的な専門職業教育を施した人材の育成を目的として、  
**短期大学の発足(昭和25年)**  
※昭和39年に恒久化
- 理工系人材の需要拡大を背景とした、昭和32年中教審答申を受け、  
**高等専門学校制度を創設(昭和36年)**
- また、職業や実生活に必要な能力や教養の向上を図ることを目的とした  
**専修学校制度を創設(昭和51年)**
- 昭和46年中教審答申、昭和60年第一次臨教審答申を踏まえ、研究開発学校等の取組を推進。  
平成9年中教審答申を踏まえ、  
**中高一貫教育制度を導入(平成11年)**
- 障害の重度・重複化等に対応するため、  
**特別支援学校制度を創設(平成18年)**

現在(平成25年)



(注) (1) \*印は専攻科を示す。  
(2) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

# I 我が国の学制の変遷 ～教育基本法の改正～

## 日本国憲法(昭和21年11月3日憲法)

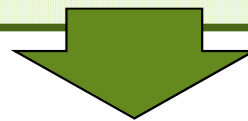
第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## 改正前教育基本法(昭和22年法律第25号)

第四条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。



## 改正後教育基本法(平成18年法律第120号)

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2～4 略

## 学校教育法(昭和22年法律第26号)※平成19年改正

第二章 義務教育

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

●以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。 ●

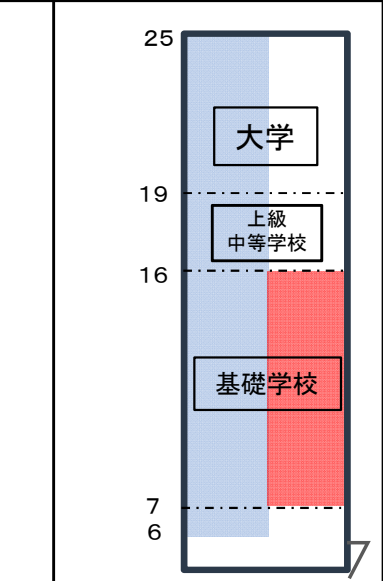
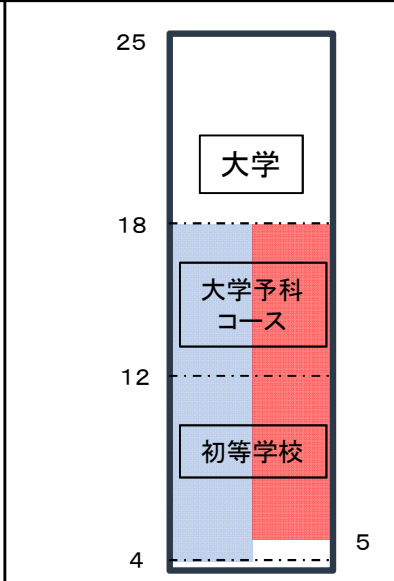
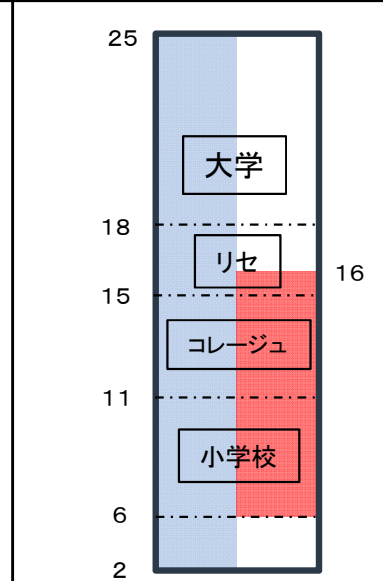
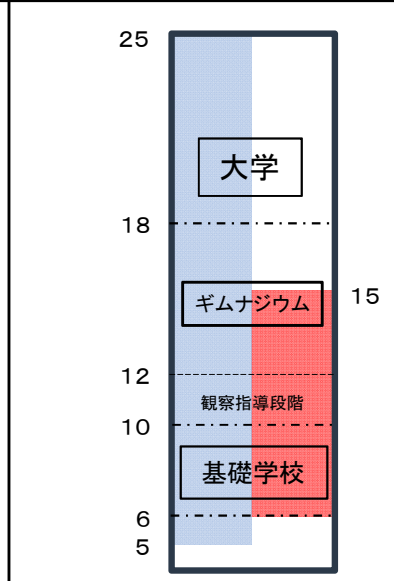
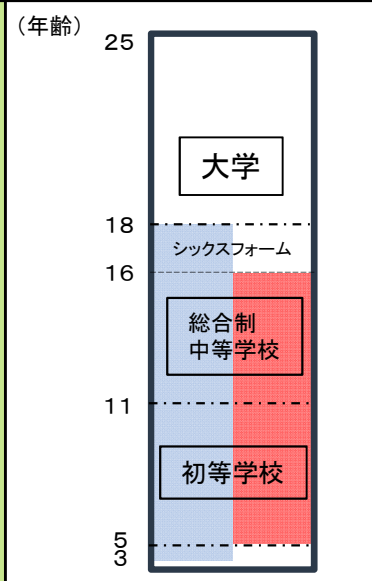
# Ⅲ 諸外国の学校制度 (主に初等中等教育) ①

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種に より異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により 異なる)	6-3-3
義務教育 期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育 又は訓練を受けることを義務化	6歳～15歳 (16歳) (9～10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳～18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳 (6歳) から高等 教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育 は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階ま で無償。
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育

各国の学制のイメージ

■ は無償化部分  
■ は義務教育部分

※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照





# Ⅲ 諸外国の学校制度 (主に初等中等教育) ②

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2 (3) 、 6-5-2 (3) 、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5~8歳から16~18歳 (10~13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5~18歳 (幼稚園 (5歳児) ~ ハイスクール)	原則6~17歳 (基礎学校・初等中等教 育学校の第1~11学年)	6~12歳 (初等学校)	3~15歳 (幼稚園~中学校) ※私立幼稚園についても段階的 な無償化を導入中。高等学校の 無償化についても検討中	6~15歳 (小学校~初級中学)	6~18歳 (小学校~高等学校) ※高等学校の無償化につい ては見直しを検討中
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ  ■は無償化部分 ■は義務教育部分  ※代表的な大学までの 進学経路を示しており、 正確な学校系統図は参 考資料集を参照						